

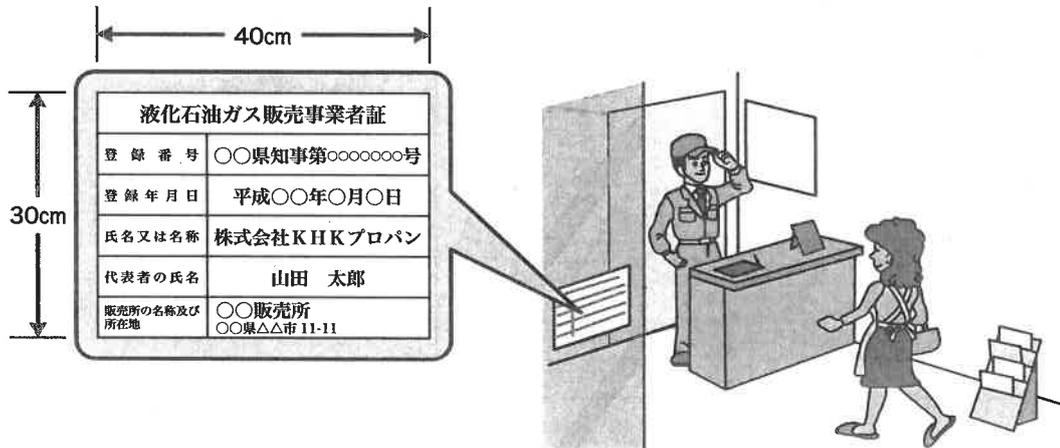


販売事業

1. 標識の掲示

液化石油ガス販売事業者は、販売所ごとに公衆の見やすい場所に規則で定める様式の標識を掲示しなければなりません。(法第7条)

標識は規則第8条で様式第4と定められています。



〈解釈〉標識の掲示は、販売事業の登録を受けた後に、その事業を開始する時までに掲げなければなりません。

【罰則】法第7条の規定に違反した者=20万円以下の罰金に処する。(法第101条第1号)

2. 業務主任者

(1) 業務主任者等の選解任

販売事業者は、販売所ごとに一般消費者等の数に対応した人数以上の者を、業務主任者に選任し、併せて販売所ごとに1人以上の業務主任者の代理者も選任し、その職務を行わせなければなりません。

また、業務主任者及び業務主任者の代理者を選任(解任)したときは、登録行政庁へ選任(解任)の届出を行わなければなりません。(法第19条・第21条)